

リフォームの融資・補助・税制

融資について

- 地方公共団体や金融機関では、リフォーム用の融資制度が用意されているところもあります。
- 必要に応じてそれぞれの窓口にお問い合わせ、融資の条件、返済方法、金利などについて事前によく説明を受け、無理のない融資を受けましょう。



補助制度について

- 耐震やバリアフリー改修などの補助制度を設けている地方公共団体もあります。
- 介護保険では、介護のための住宅改修に用意された費用支給制度があります。手すりの取り付けや段差の解消など、体の不自由な人が住まいを暮らしやすくするためのリフォームが対象で、限度額は20万円（自己負担1割を含む）です。



税制措置について

- **住宅に係る耐震改修促進税制**
耐震改修工事を行った場合の所得税・固定資産税に関する特例措置が設けられています。
- **住宅のバリアフリー改修促進税制**
バリアフリー改修工事を行った場合の所得税・固定資産税に関する特例措置が設けられています。



※融資、補助制度、税制措置について詳しくは、都道府県・市町村に設けられたリフォーム相談窓口（P7参照）等へお問い合わせください。

リフォームに関する代表的な資格

建築士



建築士法で定められた資格で、新築・リフォームを問わず一定規模以上の建築物を設計、工事監理するのに必要な資格です。取り扱える建物の用途、構造、規模によって「一級建築士」「二級建築士」「木造建築士」の3つに分類されます。

増改築相談員



住宅建築の実務経験が10年以上のベテランの技能者の方々を中心に住宅リフォームに関する専門の研修を受け、審査に合格し、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターに登録した方で、戸建て住宅等のリフォームの相談に応じるとともに助言等を行います。

マンションリフォームマネジャー



(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが実施する試験に合格し、建築に関する実務経験年数が一定の要件を満たし登録した方で、マンションリフォームの特性を踏まえたプランの提案、管理組合や施工業者との調整において指導・助言を行います。

このほかにも、公的機関や業界団体等で認定する資格などがあります。

- インテリアプランナー
- インテリアコーディネーター
- 建築設備士
- 建築施工管理技士
- 福祉住環境コーディネーター
- など

瑕疵と保証について

事業者とアフターサービスなど保証に関する取り決めをしている場合、その保証内容に応じて工事後一定期間内に生じた不具合等について無償で補修を受けることができます。

また、不具合が瑕疵(かし)によるものであれば、事業者との請負契約における民法上の瑕疵担保責任を求められる場合もあります。瑕疵かどうかの判断は専門的な知識を要することもあるので、弁護士等への相談をお勧めします。

